

(別紙)

新 旧 対 照 表

1 目次 次表の「改正前」の部分を「改正後」欄に掲げるとおり改める（アンダーラインを付した部分は改正部分である）。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">目 次</p> <p>(注) 簿書様式は、<u>平成26年12月26日現在の法令に基づくものである。</u></p> <p>(第1 省略)</p> <p style="text-align: center;">第2 相 続 税 関 係</p> <p>(1～13-6 省略) 13-7 <u>同(第8表の4表)</u> 13-7-1 <u>同(第8の4表の付表)</u> (13-8～37-2-1 省略) 37-2-2 <u>同(第8の4表)</u> (37-2-3～60 省略)</p> <p style="text-align: center;">第3 贈 与 税 関 係</p> <p>(1～2-2 省略) 2-3 平成26年分贈与税の申告書(第1表の2) (2-4 省略) 2-5 平成26年分贈与税の申告書(第1表の3) (2-6～7-2 省略) 7-3 <u>医療法人持分納税猶予税額・税額控除額の計算書(贈与税)</u> 7-4 <u>同(別表)</u> 8 平成26年分贈与税の修正申告書(第3表) (9～26 省略)</p>	<p style="text-align: center;">目 次</p> <p>(注) 簿書様式は、<u>平成25年12月20日現在の法令に基づくものである。ただし、相続税の申告書等は平成26年4月1日現在の法令に基づくものである。</u></p> <p>(第1 同左)</p> <p style="text-align: center;">第2 相 続 税 関 係</p> <p>(1～13-6 同左) 13-7 <u>【削除】</u> <u>(新規)</u> (13-8～37-2-1 同左) 37-2-2 <u>【削除】</u> (37-2-3～60 同左)</p> <p style="text-align: center;">第3 贈 与 税 関 係</p> <p>(1～2-2 同左) 2-3 平成25年分贈与税の申告書(第1表の2) (2-4 同左) 2-5 平成25年分贈与税の申告書(第1表の3) (2-6～7-2 同左) <u>(新規)</u> <u>(新規)</u> 8 平成25年分贈与税の修正申告書(第3表) (9～26 同左)</p>

第4 譲渡所得関係

(1～10-2 省略)

10-3 相続財産の取得費に加算される相続税の計算明細書(平成25年12月31日以前相続開始用)

(10-4 省略)

10-5 相続財産の取得費に加算される相続税の計算明細書(平成26年相続開始用)

10-6 同付表

(11～35 省略)

36 債務処理計画に基づき資産を贈与した場合の課税の特例に関する明細書(平成26年4月1日以後贈与用)

(第5～第7 省略)

第8 納税猶予関係

(1～94 省略)

95 納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額又は再計算免除贈与税・相続税額の明細書

(96～102 省略)

102-1 非上場株式等についての納税猶予の贈与税・相続税の再計算免除申請書

(103～115 省略)

(第9 省略)

第10 更正の請求関係

(1～3-2 省略)

3-3 同(次葉)(相続税-付表4)

(4～6 省略)

(第11 省略)

第4 譲渡所得関係

(1～10-2 同左)

10-3 相続財産の取得費に加算される相続税の計算明細書(平成18年4月1日以後相続開始用)

(10-4 同左)

(新規)

(新規)

(11～35 同左)

(新規)

(第5～第7 同左)

第8 納税猶予関係

(1～94 同左)

95 納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額の明細書

(96～102 同左)

(新規)

(103～115 同左)

(第9 同左)

第10 更正の請求関係

(1～3-2 同左)

(新設)

(4～6 同左)

(第11 同左)

2 資産課税関係の申請・届出等の様式

第1 《共通関係》中、次表の「様式」欄に掲げる申請・届出等の様式を「改正事項」欄に掲げるとおりに改める。

様 式	改 正 事 項
1-1 加算税の基礎となる税額の計算明細書（相続税）（通知用）	様式1のとおりとする。
2-1 加算税の基礎となる税額の計算明細書（贈与税）（通知用）	様式2のとおりとする。

第2 《相続税関係》中、次表の「様式」欄に掲げる申請・届出等の様式を「改正事項」欄に掲げるとおりに改める。

様 式	改 正 事 項
6-1 同（第1表の付表3）	様式3のとおりとする。
6-2 同（第1表の付表4）	様式4のとおりとする。
13 同（第8表）	様式5のとおりとする。
13-1 同（第8の2表）	様式6のとおりとする。
13-5 同（第8の3表）	様式7のとおりとする。
13-7 同（第8の4表）	様式8のとおりとする。（新規）
13-7-1 同（第8の4表の付表）	様式9のとおりとする。（新規）
13-8 同（第8の5表）	様式10のとおりとする。
35 同（第3表・第8表2）	様式11のとおりとする。
36 同（第3表（続）・第8表2（続））	様式12のとおりとする。
37-1 同（第8の2表）	様式13のとおりとする。
37-2-1 同（第8の3表）	様式14のとおりとする。
37-2-2 同（第8の4表）	様式15のとおりとする。（新規）
37-2-3 同（第8の5表）	様式16のとおりとする。

第3 《贈与税関係》中、次表の「様式」欄に掲げる申請・届出等の様式を「改正事項」欄に掲げるとおりに改める。

様 式	改 正 事 項
1 平成 年分贈与税の申告書（第1表）	様式17のとおりとする。
2 同（控用）	様式18のとおりとする。

2-1 受益者が存しない信託等に係る贈与税額の計算明細書（平成 年分）（第1表の付表1）	様式19のとおりとする。
2-2 人格のない社団又は財団に課される贈与税額の計算明細書（平成 年分）（第1表の付表2）	様式20のとおりとする。
2-3 平成26年分贈与税の申告書（第1表の2）	様式21のとおりとする。
2-4 同（控用）	様式22のとおりとする。
2-5 平成26年分贈与税の申告書（第1表の3）	様式23のとおりとする。
2-6 同（控用）	様式24のとおりとする。
3 平成 年分贈与税の申告書（第2表）	様式25のとおりとする。
4 同（控用）	様式26のとおりとする。
5 死亡した者の平成 年分 贈与税の申告書付表（兼相続人の代表者指定届出書）	様式27のとおりとする。
6 農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書	様式28のとおりとする。
7 同（控用）	様式29のとおりとする。
7-1 株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）	様式30のとおりとする。
7-3 医療法人持分納税猶予税額・税額控除額の計算書（贈与税）	様式31のとおりとする。（新規）
7-4 同（別表）	様式32のとおりとする。（新規）
8 平成26年分贈与税の修正申告書（第3表）	様式33のとおりとする。
9 同（控用）	様式34のとおりとする。
9-1 同（第3表）（別表の付表）	様式35のとおりとする。
9-2 同（控用）	様式36のとおりとする。
14 平成 年分農地等の贈与に関する確認書	様式37のとおりとする。

第4 《譲渡所得関係》中、次表の「様式」欄に掲げる申請・届出等の様式を「改正事項」欄に掲げるとおりに改める。

様 式	改 正 事 項
4 先行取得資産に係る買換えの特例の適用に関する届出書	様式38のとおりとする。
7 譲渡所得の内訳書（確定申告書付表）〔総合譲渡用〕	様式39のとおりとする。
10-3 相続財産の取得費に加算される相続税の計算明細書（平成25年12月31日以前相続開始用）	様式40のとおりとする。
10-5 相続財産の取得費に加算される相続税の計算明細書（平成26年相続開始用）	様式41のとおりとする。（新規）
10-6 同付表	様式42のとおりとする。（新規）
18 確定優良住宅地造成等事業に関する期間(再)延長承認申請書	様式43のとおりとする。
21 優良住宅地等のための譲渡に該当することとなった旨の届出書	様式44のとおりとする。

22 譲渡所得の内訳書（確定申告書付表兼計算明細書）〔土地・建物用〕	様式45のとおりとする。
23 平成__年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）	様式46のとおりとする。
25 株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書	様式47のとおりとする。
30 居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書（平成__年分）【租税特別措置法第41条の5用】	様式48のとおりとする。
32 特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書（平成__年分）【租税特別措置法第41条の5の2用】	様式49のとおりとする。
36 債務処理計画に基づき資産を贈与した場合の課税の特例に関する明細書（平成26年4月1日以後贈与用）	様式50のとおりとする。（新規）

第8 《納税猶予関係》中、次表の「様式」欄に掲げる申請・届出等の様式を「改正事項」欄に掲げるとおりに改める。

様 式	改 正 事 項
93 非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の継続届出書	様式51のとおりとする。
94 認定（贈与・相続）承継会社に関する明細書	様式52のとおりとする。
95 納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額又は再計算免除贈与税・相続税額の明細書	様式53のとおりとする。
97 非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の免除届出書（死亡免除）	様式54のとおりとする。
98 認定（贈与・相続）承継会社に関する明細書（免除届出用）	様式55のとおりとする。
99 納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額の明細書（免除届出用）	様式56のとおりとする。
100 非上場株式等についての相続税の納税猶予の免除届出書（特例免除）	様式57のとおりとする。
101 非上場株式等についての納税猶予の贈与税・相続税の免除申請書	様式58のとおりとする。
102-1 非上場株式等についての納税猶予の贈与税・相続税の再計算免除申請書	様式59のとおりとする。（新規）
104 贈与者が死亡した場合の非上場株式等についての相続税の納税猶予の報告書	様式60のとおりとする。

第10 《更正の請求関係》中、次表の「様式」欄に掲げる申請・届出等の様式を「改正事項」欄に掲げるとおりに改める。

様 式	改 正 事 項
2 同（次 葉）（相続税）	様式61のとおりとする。
3-3 同（次 葉）（相続税一付表4）	様式62のとおりとする。（新規）
4 同（次 葉）（贈与税）	様式63のとおりとする。
5 同（次 葉）（贈与税一付表1）	様式64のとおりとする。
5-1 同（次 葉）（贈与税一付表2）	様式65のとおりとする。
5-2 同（次 葉）（贈与税一付表3）	様式66のとおりとする。

(通知用)

氏名又は
名称 _____ 殿

加算税の基礎となる税額の計算明細書(相続税)

あなたに通知した平成 _____ 年分相続税の _____ 通知書及び加算税の賦課決定通知書(通知用)の「加算税の基礎となる税額」は、この計算明細書により計算しています。

	A	B	C	D	E	F	G	H
	前の額	後の額	隠ぺい又は仮装部分の額	隠ぺい又は仮装事由以外の事実のみに基づいて更正決定等があったとした場合の額	非正当事由部分の額	正当な事由があると思われる事実のみに基づいて更正決定等があった場合の額	国外財産調査に記載がある国外財産に係る部分の額	国外財産に係るもの以外の事実のみに基づいて更正決定等があったとした場合の額
課税価格等の計算(各人の合計)								
取得財産の価額(注1) ①	円	円	※ 円	円	※ 円	円	※ 円	円
債務控除額 ②			※		※			
純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額 ③			※		※		※	
課税価格(①-②+③) ④	,000	,000		円,000		円,000		円,000
相続税の総額 ⑤	00	00		00		00		00
あなたの課税価格等の計算								
取得財産の価額(注1) ⑥	円	円	円	円	円	円	円	円
債務控除額 ⑦								
純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額 ⑧								
課税価格(⑥-⑦+⑧) ⑨	,000	,000		円,000		円,000		円,000
相続税額 ⑩								
法第18条の規定による加算額 ⑪								
税額控除額 ⑫								
差引税額 ⑬								
相続時精算課税分の贈与税額控除額 ⑭	00	00	00	00	00	00	00	00
医療法人持分税額控除額 ⑮								
⑬-⑭-⑮ ⑯	イ 00	ロ 00	ハ 00	ニ 00	ホ 00			
増差税額 ⑰		⑱(ロ-イ) 円	⑲(⑬-⑭) 円	⑲(ハ-イ) 円	⑲(⑭-⑮) 円	⑲(ニ-イ) 円	⑲(⑯-⑰) 円	⑲(ホ-イ) 円
		00	00	00	00	00	00	00
加算税の基礎となる税額 ⑱			重加算税分 1万円未満の端数切捨て 円 0,000		過少(額)申告加算税分 1万円未満の端数切捨て 円 0,000		国外財産調査に係る部分 1万円未満の端数切捨て 円 0,000	

(注) 1 「取得財産の価額」には、「相続時精算課税通用財産の価額」を含みます。
 2 上記計算中の「※」の付いた各欄には、あなたがその財産等を取得等したかどうかにかかわらず、あなたが隠ぺい又は仮装した財産等及びあなたに正当な事由がなく過少に申告をし又は申告がなされていなかった財産等並びに国外財産調査に記載がある国外財産の価額等の金額を記載しています。
 3 隠ぺい又は仮装部分の金額がない場合には、「(⑲-⑲)」とあるのは「(⑲-⑲)」として、「(⑲-⑲)」とあるのは「(⑲-⑲)」として計算しています。

(通知用)

氏名又は
名称 _____ 殿

加算税の基礎となる税額の計算明細書(贈与税)

あなたに通知した平成 _____ 年分贈与税の 通知書及び加算税の賦課決定通知書(通知用)の「加算税の基礎となる税額」は、この計算明細書により計算しています。

		A	B	C	D	E	F
		前の額	後の額	隠ぺい又は仮装部分の額	隠ぺい又は仮装部分の額	非正当事由部分の額	非正当事由部分の額
		円	円	円	円	円	円
暦年課税分	課税価格 ①						
	配偶者控除額 ②						
	基礎控除額 ③	.000	.000				
	②及び③の控除後の課税価格(①-②-③) ④	.000	.000				
	④に対する税額 ⑤						
	外国税額の控除額 ⑥						
	医療法人持分税額控除額 ⑦						
	差引税額(⑤-⑥-⑦) ⑧						
相続時精算課税分	(特定贈与者氏名) ⑨	円	円	円			
	課税価格						
	住宅資金特別控除額 ⑩						
	特定同族株式等特別控除額 ⑪						
	特別控除額 ⑫						
	⑩、⑪及び⑫の控除後の課税価格(⑨-⑩-⑪-⑫) ⑬	.000	.000				
	⑬に対する税額 ⑭	00	00				
	外国税額の控除額 ⑮						
差引税額(⑭-⑮) ⑯							
合計	課税価格の合計額(①+⑨) ⑰	円	円	円	円	円	円
	差引税額の合計額(⑧+⑯) ⑱	イ 00	ロ 00	ハ 00	ニ 00	00	00
増差税額 ⑲		⑳(ローイ) 円	㉑(㉒-㉓) 円	㉔(ハ-イ) 円	㉕(㉖-㉗) 円	㉘(ニ-イ) 円	
加算税の基礎となる税額 ㉚			重加算税分 (1万円未満の端数切捨て) 円 0,000		過少(無)申告加算税分 (1万円未満の端数切捨て) 円 0,000		

- (注) 1 隠ぺい又は仮装部分の金額がない場合には、「㉔-㉕」とあるのは、「㉑-㉒」として計算しています。
 2 特定贈与者が複数いる場合は、「①+⑨」とあるのは、「①+特定贈与者ごとの⑨の合計額」として計算しています。
 3 特定贈与者が複数いる場合は、「⑧+⑯」とあるのは、「⑧+特定贈与者ごとの⑯の合計額」として計算しています。

(資3-14-2-A4 統一)

()枚のうち()枚目

(26.12)

受益者等が存しない信託等に係る相続税額の 計算明細書

被相続人

この明細書は、相続税法第9条の4第1項又は第2項に規定する受託者が相続税の申告書を提出する場合に作成します。
なお、この明細書の書きかた等については、裏面をご覧ください。

受託者の
名称又は氏名
(法人整理番号)

()

1 信託の明細

番号	信託の名称	営業所等の名称及び所在地
1		
2		
3		

2 信託に関する権利の明細

番号	種類	細目	利用区分、 銘柄等	所在場所等	数量	単価	価額	外国税額控除額	
					固定資産税 評価額	倍数			
							円	円	
信託に関する権利の価額の合計額等								①	②

(注) 1 「番号」欄は、記載する資産が属する信託財産の上記「1 信託の明細」の「番号」を記入します。
2 この明細は、第11表に準じて記入してください。
3 「価額」欄は、当該資産の価額(信託財産に属する負債がある場合は、その信託財産に属する資産の価額の合計額を限度として当該負債を控除した金額)を記入します。なお、当該信託財産に属する負債は、第13表(債務及び葬式費用の明細書)には記載しないでください。
4 上記に記入しきれないときは、適宜の用紙に「信託に関する権利の明細」を記載して添付してください。

3 相続税額等の計算

③ 相続税の算出税額(第1表の受託者の④又は⑩欄の金額)	④ 相続税額の2割加算額(第1表の受託者の⑩欄の金額)	⑤ 外国税額控除額(②欄の金額)	⑥ (③+④-⑤)の金額
円	円	円	円
法人税及び事業税等の額の基となる価額の計算			
⑦ 信託に関する権利の価額の合計額(①欄の金額)	⑧ ⑦の価額に基づく事業税の額		⑨ ⑦の価額に基づく地方 人特別税の額
円	円	円	円
⑩ ⑧の価額に基づく事業税の額	⑪ ⑧の価額に基づく地方 人特別税の額	⑫ ⑧の金額に基づく地方 人特別税の額	⑬ ⑧の金額に基づく道府 県民税の額
円	円	円	円
⑭ ⑩の金額に基づく市町 村民税の額	⑮ 法人税等控除額(⑪+⑫+⑬+ ⑭+⑮+⑯)(裏面参照)	⑯ (③+④-⑮)の金額	⑰ 申告納税額(申告期限までに納付 すべき税額)(⑥-⑰)
円	円	円	円

(注) 1 ⑧又は⑩の各欄は、⑦又は⑨の各欄の金額を受託者の事業年度の所得とみなして地方税法の規定を適用して計算した「事業税の額」を記入します。
2 ⑨又は⑪の各欄は、⑦又は⑩の各欄の金額を受託者の事業年度の所得とみなして地方人特別税等に関する暫定措置法の規定を適用して計算した「地方人特別税の額」を記入します。
3 ⑩欄は、⑩欄の金額を受託者の事業年度の所得とみなして法人税法の規定を適用して計算した「法人税の額」を記入します。
4 ⑫欄は、⑫欄の「法人税の額」を基に地方税法の規定を適用して計算した「地方人特別税の額」を記入します。
5 ⑬又は⑭の各欄は、⑬欄の「法人税の額」を基に地方税法の規定を適用して計算した「道府県民税の額」又は「市町村民税の額」を記入します。
6 ⑮欄の記入に当たっては、裏面の4をご確認ください。
7 ⑯欄の金額を第1表の受託者の⑯欄に転記します。⑯欄の金額(⑥-⑰)がマイナスとなるときは「0」と記入します。

4 信託財産責任負担債務の額の計算

番号	⑱ ①欄の金額	⑲ ⑩欄の金額のうち各信託ごとの価額の合計額	⑳ (⑱×㉑+㉒)の金額	㉓ 各信託に関する権利に係る外国税額控除額	㉔ 信託財産責任負担債務の額(㉒-㉓)
	円	円	円	円	円
信託財産責任負担債務の額の合計額					

(注) 1 この欄は、相続税額が相続税法施行令第1条の10第4項の規定により一の者の相続税として計算される場合において、この明細書を提出する受託者が受託した各信託に関する権利に係る信託財産責任負担債務の額を記入します(「信託財産責任負担債務」とは、信託法第2条第9項に規定する信託財産責任負担債務をいいます)。
2 「番号」欄は、記載する信託財産が属する信託の「1 信託の明細」欄の番号を記入します。
3 ㉑欄は、各信託のうち受託者が相続税の申告を行うべき信託について、「番号」欄に記載した番号ごとに対応する、「2 信託に関する権利の明細」欄の信託財産に属する資産の価額(信託財産に属する負債がある場合は、その信託財産に属する資産の価額の合計額を限度として当該負債を控除した金額)の合計額を記入します。
4 ㉒欄は、各信託のうち受託者が相続税の申告を行うべき信託について、「番号」欄に記載した番号ごとに対応する外国税額控除額を記入します。
5 ㉒欄の金額(㉒-㉓)がマイナスとなるときは「0」と記入します。
6 上記に記入しきれないときは、適宜の用紙に「信託財産責任負担債務の額の計算」を記載して添付してください。

書 き か た 等

この明細書は、相続税法第9条の4第1項又は第2項に規定する受託者が相続税の申告書を提出する場合に作成します。なお、この明細書は、相続税の申告書に添付して提出してください。

各欄の記載については、表面の各欄の（注）にしたがって記入してください。また、次の欄は次により記入してください。

- 1 「受託者の名称又は氏名」欄には、受託者の名称又は氏名を記入してください。
- 2 「1 信託の明細」には、この明細書を提出する受託者が相続税の申告を行うべき受益者等が存しない信託（相続税法第9条の4第1項又は第2項の規定により被相続人から遺贈により取得したものとみなされる信託に関する権利をいいます。以下同じです。）について一の信託契約ごとに記入してください。
なお、「営業所等の名称及び所在地」欄には、信託の受託をした営業所、事務所その他これらに準ずるものの名称及び所在地を記入してください。
- 3 「2 信託に関する権利の明細」には、「1 信託の明細」に記載した受益者等が存しない信託について、信託財産に係る資産の明細を記入してください。
なお、外国税額控除額は、「1 信託の明細」に記載した信託契約に係る信託財産に属する資産を記入した欄のいずれかにまとめて記入してください。
- 4 「3 相続税額等の計算」では、相続税額等から控除する、法人税、事業税等の額を計算し、申告納税額（申告期限までに納付すべき税額）を算出します。
「㉑」欄は、遺贈があった日の属する事業年度が東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第45条に規定する課税事業年度である場合には、「㉑」から「㉒」までの各欄の金額の合計額に、「㉑」欄の金額を同法第44条に規定する基準法人税額とみなして同法第47条及び第48条の規定を適用して計算した「復興特別法人税の額」を加算した金額を記入します。
- 5 「4 信託財産責任負担債務の額の計算」では、相続税額が相続税法施行令第1条の10第4項の規定により一の者の相続税として計算される場合において、各信託に係る信託財産責任負担債務の額を計算します。
- 6 相続税法第9条の4第1項又は第2項の規定により相続税の申告をする受託者が、当該信託の信託に係る被相続人の相続人である場合には、当該信託に係る被相続人から遺贈により取得したとみなされる信託に関する権利に係る受託者の数は、相続税法第15条第2項（遺産に係る基礎控除）の相続人の数に算入しません。
- 7 相続税法第9条の4第1項又は第2項の規定により相続税の申告をする受託者が、相続税法第18条に規定する当該相続等に係る被相続人の一親等の血族（当該被相続人の直系卑属が相続開始以前に死亡している場合又は相続権を失った場合には、代襲して相続人となった当該被相続人の直系卑属を含みます。）及び配偶者以外の者である場合には、相続税法第17条の規定により算出した相続税に対し、相続税法第18条に規定する相続税額を加算を行う必要があります。

人格のない社団又は財団に課される相続税額の 計算明細書

この明細書は、相続税法第66条第1項に規定する代表者又は管理者の定めのある人格のない社団又は財団が遺贈により取得した財産に係る相続税の申告書を提出する場合に作成します。 なお、この明細書の書きかた等については、裏面をご覧ください。					被相続人 人格のない社団 又は財団の名称 (法人整理番号) ()		
1 遺贈により取得した財産の明細等							
番号	種類	細目	利用区分、 銘柄等	所在場所等	数量	単価	価額
					固定資産税 評価額	倍数	
1							円
2							
3							
4							
5							
↑ 遺贈により取得した財産のうち、その財産の価額が法人税法の規定により事業年度の所得金額の計算上益金の額に算入される財産については、番号を○で囲んでください。					合計額		①
上記に記載した財産の価額のうち法人税法の規定により事業年度の所得金額の計算上益金の額に算入される財産の価額の合計額							② 円
2 相続税額から控除する法人税等に相当する額の計算							
③ 法人税法の規定により益金の額に算入される遺贈により取得した財産の価額の合計額 (②の金額)	④ ③の価額に基づく事業税の所得割の額	⑤ ③の価額に基づく地方法人特別税の額	⑥ 翌期控除事業税等相当額 (④+⑤)				
円	円	円	円				
⑦ 法人税及び事業税等の額の基となる価額 (③-⑥)	⑧ ⑦の価額に基づく法人税の額	⑨ ⑦の価額に基づく事業税の所得割の額	⑩ ⑦の価額に基づく地方法人特別税の額				
円	円	円	円				
⑪ ⑧の金額に基づく地方法人税の額	⑫ ⑧の金額に基づく道府県民税の法人税割の額	⑬ ⑧の金額に基づく市町村民税の法人税割の額	⑭ 法人税等に相当する額 (⑧+⑨+⑩+⑪+⑫+⑬) (裏面参照)				
	円	円	円				
3 相続税額から控除する法人税等に相当する額の限度額の計算							
⑮ 相続税の差引税額 (第1表の⑨の金額)	⑯ 法人税法の規定により益金の額に算入される遺贈により取得した財産に対応する差引税額 (⑮×②÷①)	⑰ 法人税等に相当する額(⑭の金額)	⑱ 限度額 (⑯の金額と⑰の金額のうちいずれか少ない方の金額)				
円	円	円	円				
4 申告納税額(納付すべき税額)の計算							
⑲ 相続税の差引税額 (第1表の⑨の金額)	⑳ 相続税額から控除する法人税等に相当する額 (⑭の金額)	㉑ 申告納税額 (納付すべき税額) (⑲-⑳)	(注) ㉑の金額を人格のない社団又は財団の第1表の㉒欄に転記します。				
円	円	円	円				

第1表の付表4 (平26.10)

(資4-20-1-4-A4統一)

第1表の付表4 (平成26年10月分以降用)

書 き か た 等

この明細書は、相続税法第66条第1項に規定する代表者又は管理者の定めのある人格のない社団又は財団（以下「人格のない社団等」といいます。）が遺贈により取得した財産に係る相続税の申告書を提出する場合に作成します。なお、この明細書は、相続税の申告書に添付して提出してください。

- 1 「人格のない社団又は財団の名称」欄には、遺贈により財産を取得した人格のない社団等の名称を記入してください。
- 2 「1 遺贈により取得した財産の明細等」の「種類」、「細目」、「利用区分、銘柄等」、「所在場所等」、「数量」、「固定資産税評価額」、「単価」、「倍数」及び「価額」欄は、第11表に準じて記入してください。
なお、遺贈により取得した財産のうちに、その財産の価額が法人税法の規定により人格のない社団等の事業年度の所得金額の計算上益金の額に算入される財産については、番号を○で囲んでください。
- 3 「2 相続税額から控除する法人税等に相当する額の計算」は、相続税額から控除する法人税、事業税等の額を次により計算して記入してください。
 - (1) 「④」及び「⑤」欄には、「③」欄の金額を人格のない社団等の事業年度の所得とみなして地方税法の規定を適用して計算した「事業税の所得割の額」及び地方法人特別税等に関する暫定措置法の規定を適用して計算した「地方法人特別税の額」を記入します。
 - (2) 「⑧」並びに「⑨」及び「⑩」欄には、「⑦」欄の金額を人格のない社団等の事業年度の所得とみなして法人税法の規定を適用して計算した「法人税の額」並びに地方税法の規定を適用して計算した「事業税の所得割の額」及び地方法人特別税等に関する暫定措置法の規定を適用して計算した「地方法人特別税の額」を記入します。
 - (3) 「⑪」欄には、「⑧」欄の金額を基に地方法人税法の規定を適用して計算した「地方法人税の額」を記入します。
 - (4) 「⑫」及び「⑬」欄には、「⑧」欄の金額を基に地方税法の規定を適用して計算した「道府県民税の法人税割の額」及び「市町村民税の法人税割の額」を記入します。
 - (5) 「⑭」欄は、遺贈があった日の属する事業年度が東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第45条に規定する課税事業年度である場合には、「⑧」から「⑬」までの各欄の金額の合計額に、「⑧」欄の金額を同法第44条に規定する基準法人税額とみなして同法第47条及び第48条の規定を適用して計算した「復興特別法人税の額」を加算した金額を記入します。
- 4 「3 相続税額から控除する法人税等に相当する額の限度額の計算」では、相続税額から控除する法人税等に相当する額の限度額を計算します。
- 5 「4 申告納税額（納付すべき税額）の計算」では、申告納税額（納付すべき税額）を計算します。
「⑳」欄の金額を人格のない社団等の第1表の「㉔」欄に転記します。

外国税額控除額の計算書
農地等納税猶予税額

被相続人

第8表 (平成26年10月分以降用)

1 外国税額控除 (この表は、課税される財産のうち外国にあるものがあり、その財産について外国において日本の相続税に相当する税が課税されている場合に記入します。)

外国で相続税に相当する税を課せられた人の氏名	外国の法令により課せられた税		③ ①の日現在における邦貨換算率	④ 邦貨換算税額 (②×③)	⑤ 邦貨換算在外純財産の価額	⑥ ⑤の金額取得財産の価額の割合	⑦ 相次相続控除後の税額×⑥	⑧ 控除額 (④と⑦のうちいずれか少ない方の金額)
	国名及び税の名称	① 納期限 (年月日)						
		..			円		円	円
		..						
		..						
		..						
		..						
		..						

(注) 1 ⑤欄は、在外財産の価額(被相続人から相続開始の年に暦年課税に係る贈与によって取得した財産及び相続時精算課税適用財産の価額を含みます。)からその財産についての債務の金額を控除した価額を記入します。
2 ⑥欄の「取得財産の価額」は、第1表の④欄の金額と被相続人から相続開始の年に暦年課税に係る贈与によって取得した財産の価額の合計額によります。
3 各人の⑧欄の金額を第1表のその人の「外国税額控除額⑦」欄に転記します。

2 農地等納税猶予税額 (この表は、農業相続人について該当する金額を記入します。)

農業相続人の氏名				
納税猶予の基となる税額 (第3表の各農業相続人の⑫の金額)	①		円	円
相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額 (第4表⑩×第3表の各農業相続人の⑬の金額)	②			
納上税の税額控除額の計 (第1表の各農業相続人の(⑬+⑭)の金額)	③			
第3表⑨の各農業相続人の算出税額	④			
相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額 (第4表⑩×第3表の各農業相続人の⑬の金額)	⑤			
計の金額 (③-(④+⑤)の金額 (赤字のときは0))	⑥			
農地等納税猶予税額 (①+②-⑥) (100円未満切捨て、赤字のときは0)	⑦		00	00

(注) 各人の⑦欄の金額を第1表のその人の「農地等納税猶予税額②」欄に転記します。なお、その人が、非上場株式等についての納税猶予の特例、山林についての納税猶予の特例又は医療法人の持分についての納税猶予及び免除の特例若しくは医療法人の持分についての税額控除の特例の適用を受ける場合は、第8表の⑩欄の金額を第1表のその人の「農地等納税猶予税額②」欄に転記します。

株式等納税猶予税額の計算書

この計算書は、経営承継相続人等又は経営承継相続受贈者に該当する人が非上場株式等についての納税猶予税額（株式等納税猶予税額）を算出するために使用します。 （注） 経営承継相続人等及び経営承継相続受贈者に該当する人を、以下この計算書（第8の2表）において「経営承継人」と表記しています。	被相続人 経営承継人 （経営承継相続人等・ 経営承継相続受贈者）
--	---

第8の2表
(平成26年10月分以降)

私は、第8の2表の付表1・付表2の「2 特例非上場株式等の明細」又は第8の2表の付表3の「2 特例相続非上場株式等の明細」に記載した会社の株式（出資）のうち各明細の③欄の株式等の数等について非上場株式等についての納税猶予の特例（租税特別措置法第70条の7の2第1項、同法第70条の7の4第1項、所得税法等の一部を改正する法律（平成21年法律第13号）附則第64条第2項又は第7項）の適用を受けず。

1 株式等納税猶予税額の基となる相続税の総額の計算	
(1) 「特定価額に基づく課税遺産総額」等の計算	
① この計算書の経営承継人の第8の2表の付表1・付表2・付表3のA欄の合計額	円
② この計算書の経営承継人に係る債務及び葬式費用の金額（第1表のその人の③欄の金額）	
③ 特定価額（①-②）（1,000円未満切捨て）（赤字の場合は0）	,000
④ 特定価額の20%に相当する金額（③×20%）（1,000円未満切捨て）	,000
⑤ この計算書の経営承継人以外の相続人等の課税価格の合計額（この計算書の経営承継人以外の相続人等の第1表の⑥欄（又は第3表の⑥欄）の金額の合計）	,000
⑥ 基礎控除額（第2表の①欄の金額）	0,000,000
⑦ 特定価額に基づく課税遺産総額（③+⑤-⑥）	,000
⑧ 特定価額の20%に相当する金額に基づく課税遺産総額（④+⑤-⑥）	,000

(2) 「特定価額に基づく相続税の総額」等の計算					
法定相続人の氏名	法定相続分	特定価額に基づく相続税の総額の計算		特定価額の20%に相当する金額に基づく相続税の総額の計算	
		⑩法定相続分に応ずる取得金額 (⑦×⑧)	⑪相続税の総額の基礎となる税額 (第2表の「速算表」で計算します。)	⑬法定相続分に応ずる取得金額 (⑧×⑩)	⑭相続税の総額の基礎となる税額 (第2表の「速算表」で計算します。)
		円	円	円	円
		,000		,000	
		,000		,000	
		,000		,000	
		,000		,000	
		,000		,000	
		,000		,000	
		,000		,000	
		,000		,000	
法定相続分の合計	1	⑩相続税の総額（⑫の合計額）	00	⑭相続税の総額（⑮の合計額）	00

(注) 1 ⑤欄の「第1表の⑥欄の金額」は、相続又は遺贈により財産を取得した人のうちに租税特別措置法第70条の6第1項の規定による農地等についての納税猶予の特例の適用を受ける人がいる場合は、「第3表の⑥欄の金額」となります。
 2 ⑩及び⑬欄は第2表の「④法定相続人」の「氏名」欄及び「⑤左の法定相続人」欄からそれぞれ転記します。

2 株式等納税猶予税額の計算	
①（経営承継人の第1表の（⑧+⑩-⑫）の金額）	円
② 特定価額に基づく経営承継人の算出税額（1の⑩×1の③/1の（③+⑤））	
③ 特定価額に基づき相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額（②×20%）	
a （②+③-経営承継人の第1表の⑫）の金額（赤字の場合は0）	
④ 特定価額の20%に相当する金額に基づく経営承継人の算出税額（1の⑩×1の④/1の（④+⑤））	
⑤ 特定価額の20%に相当する金額に基づき相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額（④×20%）	
b （④+⑤-経営承継人の第1表の⑫）の金額（赤字の場合は0）	
⑥ 経営承継人の第1表の⑥欄に基づく算出税額（その人の第1表の（⑨（又は⑩）+⑪-⑬））（赤字の場合は0）	
⑦（①+a-b-⑥）の金額（赤字の場合は0）	
⑧（a-b-⑦）の金額（赤字の場合は0）	
⑨ 特例非上場株式等又は特例相続非上場株式等に係る会社が2社以上ある場合の会社ごとの株式等納税猶予税額（注3参照）	
イ（会社名）に係る株式等納税猶予税額（⑧×イの株式等に係る価額/1の①）（100円未満切捨て）	00
ロ（会社名）に係る株式等納税猶予税額（⑧×ロの株式等に係る価額/1の①）（100円未満切捨て）	00
ハ（会社名）に係る株式等納税猶予税額（⑧×ハの株式等に係る価額/1の①）（100円未満切捨て）	00
⑩ 株式等納税猶予税額（イ+ロ+ハ）（注3参照）	00

(注) 1 ⑥欄の算式中の「第1表の⑨」の金額について、相続又は遺贈により財産を取得した人のうちに租税特別措置法第70条の6第1項の規定による農地等についての納税猶予の特例の適用を受ける人がいる場合は、「第1表の⑨」の金額とします。
 2 ⑥欄について、特例非上場株式等又は特例相続非上場株式等に係る会社が1社のみの場合は、⑥欄の記入は行わず、⑥欄の金額を⑩欄に記入します（100円未満切捨て）。なお、イからハまでの各欄の算式中の「株式等に係る価額」とは第8の2表の付表1及び付表2の「2 特例非上場株式等の明細」の⑥欄並びに第8の2表の付表3の「2 特例相続非上場株式等の明細」の⑥欄の金額をいいます。また、会社が4社以上ある場合は、適宜の用紙に会社ごとの株式等納税猶予税額を記載し添付してください。
 3 ⑩欄の金額を経営承継人の第1表の「株式等納税猶予税額⑩」欄に転記します。なお、経営承継人が農地等についての納税猶予の特例、山林についての納税猶予の特例又は医療法人の持分についての納税猶予及び免除の特例若しくは医療法人の持分についての税額控除の特例の適用を受ける場合は、⑩欄の金額によらず、第8の5表の⑬欄の金額を経営承継人の第1表の「株式等納税猶予税額⑩」欄に転記します。

※税務署整理欄	入力	確認		
---------	----	----	--	--

※の項目は記入する必要はありません。

山林納税猶予税額の計算書

被相続人	
林業経営相続人	

第8の3表
(平成26年10月分以降用)

この計算書は、林業経営相続人に該当する人が山林についての納税猶予税額（山林納税猶予税額）を算出するために使用します。
私は、第8の3表の付表の「2 特例実施対象山林・特例山林の明細」に記載した特例実施対象山林のうち特例山林の全てについて租税特別措置法第70条の6の4第1項に規定する山林についての納税猶予の特例の適用を受けます。

1 山林納税猶予税額の基となる相続税の総額の計算					
(1) 「特定価額に基づく課税遺産総額」等の計算					
① 林業経営相続人の第8の3表の付表の(A+B)欄の金額					円
② 林業経営相続人に係る債務及び葬式費用の金額(第1表のその人の③欄の金額)					
③ 特定価額(①-②)(1,000円未満切捨て)(赤字の場合は0)					,000
④ 特定価額の20%に相当する金額(③×20%)(1,000円未満切捨て)					,000
⑤ 林業経営相続人以外の相続人等の課税価格の合計額(林業経営相続人以外の相続人等の第1表の⑥欄(又は第3表の⑥欄)の金額の合計)					,000
⑥ 基礎控除額(第2表の①欄の金額)					0,000,000
⑦ 特定価額に基づく課税遺産総額(③+⑤-⑥)					,000
⑧ 特定価額の20%に相当する金額に基づく課税遺産総額(④+⑦-⑥)					,000
(2) 「特定価額に基づく相続税の総額」等の計算					
法定相続人の氏名	法定相続分	特定価額に基づく相続税の総額の計算		特定価額の20%に相当する金額に基づく相続税の総額の計算	
		⑩法定相続分に応ずる取得金額(⑦×⑧)	⑪相続税の総額の基礎となる税額(第2表の「速算表」で計算します。)	⑬法定相続分に応ずる取得金額(⑧×⑨)	⑭相続税の総額の基礎となる税額(第2表の「速算表」で計算します。)
		円	円	円	円
		,000		,000	
		,000		,000	
		,000		,000	
		,000		,000	
		,000		,000	
		,000		,000	
		,000		,000	
法定相続分の合計	1	⑩相続税の総額(⑪の合計額)	00	⑬相続税の総額(⑭の合計額)	00

(注) 1 ⑤欄の「第1表の⑥欄の金額」は、相続又は遺贈により財産を取得した人のうちに租税特別措置法第70条の6第1項の規定による農地等についての納税猶予の特例の適用を受ける人がいる場合は、「第3表の⑥欄の金額」となります。
2 ⑩及び⑬欄は第2表の「④法定相続人」の「氏名」欄及び「⑤左の法定相続人に応じた法定相続分」欄からそれぞれ転記します。

2 山林納税猶予税額の計算					
① (林業経営相続人の第1表の(⑩+⑭-⑮))の金額					円
② 特定価額に基づく林業経営相続人の算出税額(1の⑩×1の③/1の(③+⑤))					
③ 特定価額に基づき相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額(②×20%)					
a (②+③-林業経営相続人の第1表の⑭)の金額(赤字の場合は0)					
④ 特定価額の20%に相当する金額に基づく林業経営相続人の算出税額(1の⑬×1の④/1の(④+⑤))					
⑤ 特定価額の20%に相当する金額に基づき相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額(④×20%)					
b (④+⑤-林業経営相続人の第1表の⑭)の金額(赤字の場合は0)					
⑥ 林業経営相続人の第1表の⑥欄に基づく算出税額(その人の第1表の(⑩(又は⑬)+⑪-⑫))(赤字の場合は0)					
⑦ (①+a-b-⑥)の金額(赤字の場合は0)					
⑧ 山林納税猶予税額(a-b-⑦)(100円未満切捨て)(赤字の場合は0)					00

(注) 1 ⑥欄の算式中の「第1表の⑩」の金額について、相続又は遺贈により財産を取得した人のうちに租税特別措置法第70条の6第1項の規定による農地等についての納税猶予の特例の適用を受ける人がいる場合は、「第1表の⑩」の金額とします。
2 ⑥欄の金額を林業経営相続人の第1表の「山林納税猶予税額⑥」欄に転記します。なお、林業経営相続人が農地等についての納税猶予の特例、非上場株式等についての納税猶予の特例又は医療法人の持分についての納税猶予及び免除の特例若しくは医療法人の持分についての税額控除の特例の適用を受ける場合は、⑥欄の金額によらず、第8の5表の⑬欄の金額を林業経営相続人の第1表の「山林納税猶予税額⑥」欄に転記します。

※の項目は記入する必要はありません。

※税務署整理欄	入力		確認		
---------	----	--	----	--	--

医療法人持分納税猶予税額・税額控除額の計算書

第8の4表 (平成26年10月分以降用)

この計算書は、次に掲げる特例の適用を受ける人（以下この表において「医療法人持分相続人等」と表記しています。）が、医療法人の持分に係る納税猶予税額（医療法人持分納税猶予税額）又は税額控除額（医療法人持分税額控除額）を算出するために使用します。

私は、第8の4表の付表の「医療法人の持分の明細」に記載した医療法人の持分について、次の特例の適用を受けます。（適用を受ける特例の「□」にレ印を記入します。）

- 医療法人の持分についての納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の7の8第1項）
- 医療法人の持分についての税額控除の特例（租税特別措置法第70条の7の9第1項）

1 医療法人持分納税猶予税額又は医療法人持分税額控除額の基となる相続税の総額の計算

① 医療法人持分相続人等の医療法人の持分の価額（第8の4表の付表のAの金額）		円
② 医療法人持分相続人等に係る債務及び葬式費用の金額（その医療法人持分相続人等の第1表の③の金額）		
③ 医療法人持分相続人等が相続又は遺贈により取得した財産の価額（その医療法人持分相続人等の第1表の①+②）（又は第3表の①）の金額		
④ 控除未済債務額（①+②-③）（赤字の場合は0）		
⑤ 特定価額（①-④）（1,000円未満切捨て）（赤字の場合は0）		.000
⑥ 医療法人持分相続人等以外の相続人等の課税価格の合計額（その医療法人持分相続人等以外の相続人等の第1表の⑥（又は第3表の⑥）の金額の合計額）		.000
⑦ 基礎控除額（第2表の①欄の金額）		.000,000
⑧ 特定価額に基づく課税遺産総額（⑤+⑥-⑦）		.000

② 「特定価額に基づく相続税の総額」等の計算

法定相続人の氏名	法定相続分	特定価額に基づく相続税の総額の計算	
		① 法定相続分に応ずる取得金額 (⑤×⑧)	② 相続税の総額の基礎となる税額 (第2表の「連算表」で計算します。)
		円	円
		.000	
		.000	
		.000	
		.000	
		.000	
法定相続分の合計	1	③ 相続税の総額 (②の合計額)	00

(注) 1 ①欄の「第1表の(①+②)」の金額は、医療法人持分相続人等が租税特別措置法第70条の6第1項の規定による農地等についての納税猶予の特例の適用を受ける場合は、「第3表の①」の金額となります。また、⑥欄の「第1表の⑥」の金額は、相続又は遺贈により財産を取得した人のうちに租税特別措置法第70条の6第1項の規定による農地等についての納税猶予の特例の適用を受ける人がいる場合は、「第3表の⑥」の金額となります。
2 ⑨及び⑩欄は、第2表の「④法定相続人」の「氏名」欄及び「⑤左の法定相続人に応じた法定相続分」欄からそれぞれ転記します。

2 医療法人持分納税猶予税額又は医療法人持分税額控除額の計算

① (医療法人持分相続人等の第1表の(⑧+⑨-⑩))の金額	円
② 特定価額に基づく医療法人持分相続人等の算出税額 (1の⑩×1の⑤/1の(⑤+⑥))	
③ 特定価額に基づき相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額 (②×20%)	
④ (②+③-医療法人持分相続人等の第1表の②)の金額 (赤字の場合は0)	
⑤ 医療法人持分相続人等の第1表の⑤の課税価格に基づく算出税額(その医療法人持分相続人等の第1表の(⑥(又は⑦)+⑧-⑩)) (赤字の場合は0) (注1参照)	
⑥ (①+④-⑤)の金額 (赤字の場合は0)	
⑦ (④-⑥)の金額 (赤字の場合は0)	
⑧ 特例の適用に係る医療法人が2人以上ある場合の医療法人ごとの医療法人持分納税猶予税額等 (注2参照)	
イ (医療法人名) に係る医療法人持分納税猶予税額等 (⑦×イの持分の価額/1の①) (100円未満切捨て)	00
ロ (医療法人名) に係る医療法人持分納税猶予税額等 (⑦×ロの持分の価額/1の①) (100円未満切捨て)	00
ハ (医療法人名) に係る医療法人持分納税猶予税額等 (⑦×ハの持分の価額/1の①) (100円未満切捨て)	00
⑨ 医療法人持分納税猶予税額等 (⑦)の金額 (100円未満切捨て) (又は⑧の金額の合計額) (注2参照)	00

イ	「医療法人の持分についての納税猶予及び免除の特例」の適用を受ける場合	医療法人持分納税猶予税額 (注3参照) (⑨の金額を転記します。)	A	00
	ロ	「医療法人の持分についての税額控除の特例」の適用を受ける場合	医療法人持分税額控除額 (注3参照) (⑨の金額を転記します。)	B
		(イ) 持分の全てを放棄したとき	医療法人持分税額控除額 (注3参照) (⑨の金額を転記します。)	B
	(ロ) 持分の一部を放棄し、その残余の部分を基金拠出型医療法人の基金として拠出したとき (※第8の4表の付表の計算明細の各欄を記入します。)	医療法人持分税額控除額 (注3参照) (第8の4表の付表のFの金額を転記します。)	B	

(注) 1 ⑤欄の算式中の「第1表の⑤」の金額は、相続又は遺贈により財産を取得した人のうちに租税特別措置法第70条の6第1項の規定による農地等についての納税猶予の特例の適用を受ける人がいる場合は、医療法人持分相続人等の「第1表の⑤」の金額となります。
2 ⑧欄について、特例の適用に係る医療法人が1法人の場合は、⑧欄の記入は行わず、⑦欄の金額を⑧欄に記入します（100円未満切捨て）。なお、「医療法人持分納税猶予税額等」とは、租税特別措置法第70条の7の8第2項に規定する納税猶予分の相続税額に相当する金額を、イからハまでの各欄の算式中の「持分の価額」とは、第8の4表の付表の「医療法人の持分の明細」のA欄の金額をいいます。
また、特例の適用に係る医療法人が2人以上ある場合は、適宜の用紙に医療法人ごとの医療法人持分納税猶予税額又は医療法人持分税額控除額を記載して添付してください。
3 ⑩欄は、イ又はロの場合に応じ、医療法人持分納税猶予税額をA欄に、又は医療法人持分税額控除額をB欄に記入します。なお、ロの場合には、放棄の態様((イ)又は(ロ))に応じ、(イ)のときには⑩欄の金額を、(ロ)のときには⑩欄の金額に基づき算出した第8の4表の付表の「基金拠出型医療法人へ基金を拠出した場合の医療法人持分税額控除額の計算明細」のFの金額を、それぞれのB欄に転記します。また、その算出した⑩欄のA又はB欄の金額を医療法人持分相続人等の第1表の「医療法人持分納税猶予税額等」又は「医療法人持分税額控除額」欄に転記します。なお、医療法人持分相続人等が、農地等についての納税猶予の特例、株式等についての納税猶予の特例又は山林についての納税猶予の特例の適用を受ける場合には、⑩欄の金額によらず、第8の5表の⑩欄のA又はB欄の金額を医療法人持分相続人等の第1表の「医療法人持分納税猶予税額等」又は「医療法人持分税額控除額」欄に転記します。

※の項目は記入する必要はありません

※税務署整理欄	入力	確認	
---------	----	----	--

医療法人の持分の明細書・基金拠出型医療法人へ基金を拠出した場合の医療法人持分税額控除額の計算明細書

第8の4表の付表（平成26年10月分以降用）

「医療法人の持分の明細」には、医療法人の持分についての納税猶予及び免除の特例又は医療法人の持分についての税額控除の特例の適用を受ける人（以下この表において「医療法人持分相続人等」と表記しています。）が、相続又は遺贈により取得した特例の適用に係る医療法人の持分の明細を記入します。

また、「基金拠出型医療法人へ基金を拠出した場合の医療法人持分税額控除額の計算明細」は、被相続人の相続の開始の時からその相続に係る相続税の申告書の提出期限までの間に、医療法人が基金拠出型医療法人に移行した場合において、医療法人持分相続人等がその医療法人の持分の一部を放棄し、その残余の部分をその基金拠出型医療法人の基金として拠出したときの医療法人持分税額控除額（放棄相当相続税額）を算出するために使用します。

被相続人		
医療法人持分相続人等		

医療法人の持分の明細

1 医療法人の持分に関する事項
この欄は、医療法人持分相続人等が相続又は遺贈により取得をした医療法人の持分に関する事項を記入します。

① 医療法人の名称等	名称	医療法人の整理番号	
		医療法人の所轄税務番号	税務署
② 厚生労働大臣の認定年月日		平成	年 月 日
③ 厚生労働大臣の認定を受けた認定移行計画に記載された移行期限		平成	年 月 日
④ 医療法人の持分の保有状況（次の内容に該当する場合には、「□」にレ印を記入します。）			
<input type="checkbox"/> 私は、①の医療法人の持分について、被相続人の相続の開始の時からこの相続税の申告書の提出までの間において、その持分に基づき出資額に応じた払戻しを受けたこと又はその持分の譲渡をしたことはありません。また、今後、この相続税の申告書の提出期限までの間においても、その払戻しを受けること又は譲渡をすることはありません。 <small>（注） 上記の内容に該当しない場合には、「医療法人の持分についての納税猶予及び免除の特例」又は「医療法人の持分についての税額控除の特例」の適用を受けることができません。</small>			

2 医療法人の持分の明細
この欄は、医療法人持分相続人等が相続又は遺贈により取得した医療法人の持分の明細を記入します。

医療法人の持分			
相続又は遺贈により取得した持分	医療法人持分相続人等が、被相続人から相続又は遺贈により取得した①の①の医療法人の持分の価額を記入します。	持分の価額	（第8の4表の1の①） A 円

（注） 特例の適用に係る医療法人が2法人以上ある場合には、その医療法人ごとにこの明細を作成します。この場合、特例の適用に係る医療法人ごとの持分の価額の合計額を第8の4表の1の①欄に転記します。

* 以下の計算明細は、基金拠出型医療法人に基金を拠出した場合（第8の4表の2の②のロのイ）に該当する場合）に使用します。

基金拠出型医療法人へ基金を拠出した場合の医療法人持分税額控除額の計算明細

1 医療法人の持分に関する事項
この欄は、基金拠出型医療法人への移行をした「医療法人の持分の明細」に記載した医療法人に関する事項を記入します。

① 「出資持分の放棄申出書」（医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）附則様式7）の医療法人への提出年月日	平成	年 月 日
② 医療法人の基金拠出型医療法人への移行のための定款変更に係る都道府県知事の認可があった年月日	平成	年 月 日

2 基金拠出型医療法人へ移行をする医療法人の持分の明細
この欄は、「医療法人の持分の明細」に記載した医療法人について、医療法人持分相続人等が被相続人に係る相続若しくは遺贈の直前又は基金拠出型医療法人への基金の拠出の直前において有していたその医療法人の持分の価額等を記入します。

医療法人の持分			
① 相続又は遺贈の直前の持分	医療法人持分相続人等が、被相続人に係る相続又は遺贈の直前において有していた「医療法人の持分の明細」の①の①の医療法人の持分の価額を記入します。	持分の価額	B 円
② 基金拠出の直前の持分	医療法人持分相続人等が、基金拠出型医療法人への基金として拠出した年月日及びその拠出の直前において有していた「医療法人の持分の明細」の①の①の医療法人の持分の価額を記入します。	拠出年月日 持分の価額	平成 年 月 日 C 円

3 医療法人持分税額控除額（放棄相当相続税額）の計算
この欄は、「医療法人の持分の明細」に記載した医療法人に係る医療法人持分納税猶予税額等を基に、その医療法人持分納税猶予税額等のうちその医療法人の持分の放棄をした部分に相当する医療法人持分税額控除額（放棄相当相続税額）を計算します。

① 医療法人持分納税猶予税額等（第8の4表の2の②（又は③のイ、ロ又はハ）の金額を転記します。）	D	円 00
② 基金として拠出をした額	E	
③ 2の「② 基金拠出の直前の持分」欄の持分の価額のうち放棄をした部分に対応する部分の金額（C-E）		
④ 2の「② 基金拠出の直前の持分」欄の持分の価額のうち特例の適用に係る持分に相当する金額（C×A/（A+B））		
⑤ 医療法人持分税額控除額 〔（D×（③/④） ^{（注）} ）の金額 （注）「③/④」の割合が1を超える場合（「③>④」の場合）には、Dの金額〕		（第8の4表の2の②のロのイのB） F 円

（注） 1 3の①欄の「第8の4表の2の②」の金額は、特例の適用に係る医療法人が2法人以上ある場合は、「第8の4表の2の③のイ、ロ又はハ」の金額として医療法人持分税額控除額（放棄相当相続税額）を計算します。この場合、その算出した医療法人持分税額控除額のFの金額を第8の4表の2の②欄のロのイのB欄に転記します。
2 医療法人持分相続人等が、農地等についての納税猶予の特例、株式等についての納税猶予の特例又は山林についての納税猶予の特例の適用を受ける場合には、3の①欄中「第8の4表の2の②」の金額とあるのは、「第8の5表の3の④」の金額として医療法人持分税額控除額（放棄相当相続税額）を計算します。この場合、その算出した医療法人持分税額控除額のFの金額を第8の5表の3の⑤欄のロのイのB欄に転記します。

※この項目は記入する必要はありません。

※税務署整理欄	法人管轄番号	—	入力	確認			
---------	--------	---	----	----	--	--	--

納税猶予税額等の調整計算書

第8の5表
(平成26年10月分以降用)

		被相続人	
<p>この計算書は、次の相続税の特例のうち2以上の特例の適用を受ける人（以下この表において「相続人等」と表記しています。）が、特例ごとの納税猶予税額又は税額控除額の調整の計算のために使用します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農地等についての納税猶予の特例（租税特別措置法第70条の6第1項） ・ 株式等についての納税猶予の特例（租税特別措置法第70条の7の2第1項又は第70条の7の4第1項） ・ 山林についての納税猶予の特例（租税特別措置法第70条の6の4第1項） ・ 医療法人の持分についての納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の7の8第1項）又は医療法人の持分についての税額控除の特例（租税特別措置法第70条の7の9第1項） 			
		相続人等	
<p>1 調整前納税猶予税額等の明細 この欄は、相続人等に係る農地等納税猶予税額、株式等納税猶予税額、山林納税猶予税額又は医療法人持分納税猶予税額若しくは医療法人持分税額控除額（以下この表において「医療法人持分納税猶予税額等」と表記しています。）についてその明細を記入します。</p>			
①	調整前農地等納税猶予税額（相続人等の第8表の2の⑦の金額）		円 00
②	調整前株式等納税猶予税額（相続人等の第8表の2の⑧の金額）		00
③	調整前山林納税猶予税額（相続人等の第8表の3の⑤の金額）		00
④	調整前持分納税猶予税額等（相続人等の第8表の4の⑨の金額）		00
⑤	調整前納税猶予税額等（①+②+③+④）		00
⑥	猶予可能税額等（相続人等の第1表の⑩-⑪）の金額		
<p>(注) ⑤欄の金額が⑥欄の金額を超える場合（「⑤>⑥」の場合）は、「2 各納税猶予税額等の調整」欄を記入します。 なお、⑤欄の金額が⑥欄の金額以下の場合（「⑤≤⑥」の場合）は、「2 各納税猶予税額等の調整」欄は記入を要しません。</p>			
<p>2 各納税猶予税額等の調整 この欄は、1の⑤欄の金額が1の⑥欄の金額を超える場合（「⑤>⑥」の場合）において、納税猶予税額等の調整の計算をするときに記入します。 なお、1の⑤欄の金額が1の⑥欄の金額以下の場合（「⑤≤⑥」の場合）は記入を要しません。</p>			
⑦	調整後の農地等納税猶予税額（⑥×①/⑤）（100円未満切捨て）		円 00
⑧	調整後の株式等納税猶予税額（⑥×②/⑤）（100円未満切捨て）		00
⑨	調整後の山林納税猶予税額（⑥×③/⑤）（100円未満切捨て）		00
⑩	調整後の医療法人持分納税猶予税額等（⑥×④/⑤）（100円未満切捨て）		00
<p>3 納税猶予税額等 この欄は、1又は2により算出した納税猶予税額等を基に、特例ごとの納税猶予税額又は税額控除額を記入します。</p>			
⑪	農地等納税猶予税額（①の金額（2において調整の計算をした場合には⑦の金額）を転記します。）	(第1表の⑭)	円 00
⑫	株式等納税猶予税額（②の金額（2において調整の計算をした場合には⑧の金額）を転記します。）	(第1表の⑮)	00
⑬	山林納税猶予税額（③の金額（2において調整の計算をした場合には⑨の金額）を転記します。）	(第1表の⑯)	00
⑭	医療法人持分納税猶予税額等（④の金額（2において調整の計算をした場合には⑩の金額）を転記します。）		00
イ	「医療法人の持分についての納税猶予及び免除の特例」の適用を受ける場合	医療法人持分納税猶予税額 (⑩の金額を転記します。)	A (第1表の⑰) 00
		⑮	「医療法人の持分についての税額控除の特例」の適用を受ける場合
(ロ) 持分の一部を放棄し、その残余の部分を基金拠出型医療法人の基金として拠出したとき (*第8の4表の付表の計算明細の各欄を記入します。)	医療法人持分税額控除額 (第8の4表の付表のFの金額を転記します。)	B (第1表の⑲)	
<p>(注) 1 ⑪、⑫、⑬及び⑭欄の各欄には、1又は2により算出した納税猶予税額等を記入します。 2 ⑪、⑫、⑬又は⑭欄の金額は、相続人等の第1表の「農地等納税猶予税額⑭」、「山林納税猶予税額⑬」又は「医療法人持分納税猶予税額⑪」若しくは「医療法人持分税額控除額⑮」欄にそれぞれ転記します。 3 ⑮欄は、⑩欄の金額を基に、イ又はロの場合に応じ、A又はB欄を記入します。なお、ロの場合には、放棄の態様（(イ)又は(ロ)）に応じ、(イ)のときには⑩欄の金額を、(ロ)のときには⑩欄の金額に基づき算出した第8の4表の付表の「基金拠出型医療法人へ基金を拠出した場合の医療法人持分税額控除額の計算明細」のFの金額を、それぞれのB欄に転記します。</p>			

財産を取得した人のうちに農業相続人がある場合の
各人の算出税額及び農地等納税猶予税額の計算書

被相続人

第3表・第8表2(修正申告用) (平成26年10月分以降用)

1 財産を取得した人のうちに農業相続人がある場合の各人の算出税額(第3表)

財産を取得した人の氏名		(各人の合計)					
区分		㊦ 修正前の課税額	㊧ 修正申告額	㊨ 修正する額(㊧-㊦)	㊦ 修正前の課税額	㊧ 修正申告額	㊨ 修正する額(㊧-㊦)
課税価格の計算	取得財産の価額						
	農業相続人(第12表㉕)	①	円	円	円	円	円
	その他の人(第1表㉑+第1表㉒)	②					
	債務及び葬式費用の金額(第1表㉓)	③					
	純資産価額の(㉑-㉓)又は(㉒-㉓)(赤字のときは0)	④					
課税価格の計算	純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額(第1表㉔)	⑤					
	課税価格(④+⑤)(1,000円未満切捨て)	⑥	Ⓐ ,000	Ⓐ ,000	,000	,000	,000
	相続税の総額(第2表㉗)	⑦	00	00	00		
各人の算出税額の計算	あん分割合(各人の⑥/Ⓐ)	⑧	1.00	1.00			
	算出税額(⑦×各人の⑧)	⑨	円	円	円	円	円
課税価格の計算	農業相続人の納税猶予の基となる税額	⑩	00	00	00		
	相続税の総額の差額(農業投資価格超過額(第12表㉙))	⑪	Ⓑ	Ⓑ			
	各人へのあん分割額(⑩×各人の⑧/Ⓐ)	⑫					
各人の算出税額	⑬						

(注) 1 「各人の算出税額の計算」の「農業相続人の納税猶予の基となる税額」欄は、農業相続人だけが記入します。
2 各人の⑬欄の金額を修正申告書第1表のその人の「算出税額⑩」欄に転記します。

2 農地等納税猶予税額(第8表2)(この表は、農業相続人について該当する金額を記入します。)

農業相続人の氏名							
区分		㊦ 修正前の課税額	㊧ 修正申告額	㊨ 修正する額(㊧-㊦)	㊦ 修正前の課税額	㊧ 修正申告額	㊨ 修正する額(㊧-㊦)
課税価格の計算	納税猶予の基となる税額(上の表の各農業相続人の⑩の金額)	①	円	円	円	円	円
	相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額(第4表1㉑×上の表の各農業相続人の⑩の金額)	②					
	納税猶予税額の計算上の税額控除額の計(第1表の各農業相続人の⑩+②)の金額	③					
	上の表の①の各農業相続人の算出税額	④					
	相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額(第4表1㉑×上の表の各農業相続人の⑩の金額)	⑤					
	(③-(④+⑤))の金額(赤字のときは0)	⑥					
農地等納税猶予税額(①+②-⑥)(100円未満切捨て、赤字のときは0)	⑦	00	00	00	00	00	00

(注) 1 各人の⑦欄の金額を修正申告書第1表のその人の「農地等納税猶予税額②」欄に転記します。なお、その人が、非上場株式等についての納税猶予の特例、山林についての納税猶予の特例又は医療法人の持分についての納税猶予及び免除の特例若しくは医療法人の持分についての税額控除の特例の適用を受ける場合は、修正申告書第8の5表の⑩欄の金額を修正申告書第1表のその人の「農地等納税猶予税額②」欄に転記します。
2 ⑦欄の②欄に記入する金額は、②欄の「①+②-⑥」の金額が⑦欄の④欄の金額を超える場合には、⑦欄の④欄の金額にとどめます。ただし、納税猶予の適用を受ける特例農地等(期限内申告において申告書の第12表に記入した特例農地等に限り、)の評価誤り又は税額の計算誤りがあった場合で、その誤りだけを修正するものであるときは、⑦欄の②欄の金額は、⑦欄の④欄の金額を超えることができます。